

保険セクターにおけるシステムリスクの評価及び削減のための包括的枠組みに関する IAIS の提案、グローバルなシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) の特定及び政策措置についてのインプリケーション

1. 2011年11月、金融安定理事会 (FSB) は、システム上重要な金融機関 (SIFIs) に関連するシステムリスク及びモラルハザードリスクに対処するための一連の政策措置を公表した。2013年7月、FSB は保険監督者国際機構 (IAIS) 及び各国当局と協議の上、IAIS により開発された評価手法を用いて選定されたグローバルなシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) 9社、及びこれらの保険会社に適用されるべき政策措置を特定した。同報告では、G-SIIs リストは、新しいデータに基づき毎年更新され、11月に FSB より公表されることとしていた。
2. 2017年11月、FSB は、IAIS 及び各国当局と協議の上、同年の新しい G-SIIs リストを公表しないこと、及び、2016年の G-SIIs 指定社に対する政策措置の適用を継続することを決定した。FSB は、保険セクターのシステムリスクに対する活動ベースのアプローチの開発に関する IAIS の検討の進展に基づき、2018年11月に状況をレビューすることとした。FSB は、活動ベースのアプローチを開発する IAIS の検討を歓迎し、本アプローチが開発されれば、保険セクターのシステムリスク評価、ひいては、G-SIIs の選定及び政策措置に重要な意味をもつ可能性があるとした。
3. FSB は、保険セクターにおけるシステムリスク評価及び削減のための包括的枠組みに関する、IAIS の市中協議文書の公表を歓迎する。本文書は、枠組みの中心要素として、セクターワイドのリスクモニタリング及び管理のための活動ベースのアプローチを提示し、また、個別の保険会社のリスクの積み上がりに対処する手法について言及している。FSB は、新しい包括的枠組みは、適切に実施されれば、保険セクターにおけるシステムリスクの削減により大きく寄与する礎となると考える。
4. 包括的枠組みの骨子は、以下のとおり。
 - 保険セクターにおけるシステムリスクの潜在的積み上がりを検知することを目的とした IAIS による毎年のグローバルなモニタリング。この中には、包括的枠組みの中心要素である、システムリスクに対処するための活動ベースのアプローチが含まれる。

- 一連の予防的な監督上の政策措置。この中には、監督当局によるマクロプルーデンス・サーベイランス、リスク管理（enterprise risk management）の向上、流動性管理、及び危機管理・再建計画に関する措置が含まれる。これらの政策措置は、IAIS の監督文書（保険基本原則（ICP）及び国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame））に組み込まれ、比例原則に基づき適用されることになる。
 - 潜在的なシステミックリスクが認められた場合に、監督当局が迅速かつ適切に対応するために必要な介入権限。この中には、システミックリスク管理に関する報告徴求、事業活動の制限、財務ポジションの強化、及び大口エクスポージャー制限が含まれる。
 - 包括的枠組みの一貫した実施をモニタリングするための枠組みと実施の評価。この中には、強化された監督上の政策措置が法制化され、監督上の枠組みに組み込まれ、実際に適用されているかどうかに関する評価が含まれる。
5. IAIS は、比例適用を確保する政策措置の適用範囲に関するフィードバックを含め、市中協議へのフィードバックを考慮し、包括的枠組みを更に改善する予定。具体的な政策措置は、IAIS の監督文書（ICP、ComFrame）に組み込まれ、更に市中協議が実施される。IAIS は、2019 年に包括的枠組みを最終化し、2020 年より実施する予定。
 6. FSB は、包括的枠組みの進捗を勘案し、IAIS 及び各国当局と協議の上、2018 年の G-SIIs の特定はしないことを決定した。FSB は、2020 年から G-SIIs の特定を停止するという IAIS の提言について、2019 年 11 月に包括的枠組みが最終化された後に検討する。FSB は、2022 年 11 月に、包括的枠組みの実施後数年の状況に基づき、IAIS 及び各国当局と協議の上、G-SIIs の特定の廃止又は再開の必要性をレビューする。
 7. 包括的枠組みが実施されるまでの期間、関連するグループ監督当局は、本日公表された包括的枠組みに関する IAIS の市中協議文書に記載されている既存の政策措置を必要に応じ継続的に適用することにコミットした。
 8. FSB は、グローバルな保険セクターのシステミックリスクの評価及び監督対応に関して、毎年、IAIS から報告を受ける。IAIS は、毎年のグローバルなモニタリング活動を継続する。このため、現行の G-SII のデータ収集テンプレート及び指示書を基にした個別の保険会社からの年次データ収集を継続するほか、必要な場合、特定の活動及びエクスポージャーについてのセクターワイドの傾向分析をサポートするため、監督当局から追加的なデータ収集を行う。